

後期高齢者医療制度のお知らせ



75歳以上の方と、
65～74歳で
一定の障がいの
ある方が対象です。

令和2・3年度の保険料率をお知らせします。 **保険料率が変わります**

均等割額

被保険者が
等しく負担

平成30・令和元年度

年間 **50,205円**

令和2・3年度

年間 **52,048円**

所得割率

被保険者の
所得に応じて負担

平成30・令和元年度

年間 **10.59%**

令和2・3年度

年間 **10.98%**

◆ **賦課限度額**

(1年間の保険料の上限額)

平成30・令和元年度

年間 **62万円**

令和2・3年度

年間 **64万円**

令和2・3年度の保険料率

保険料率が上がる理由

- 一人当たりの医療給付費の増加…医療の高度化等
- 後期高齢者負担率(財源全体に占める保険料の負担割合)の増加・約2%上昇

保険料率上昇抑制のため
の財源(約175億円)

- 余剰金～平成30・令和元年度の財政収支における余剰金により、保険料率の上昇を抑制する(約154億円)。
- 基金～北海道が設置している基金からの交付金により、保険料率の上昇を抑制する(約21億円)。

賦課限度額を見直す理由

賦課限度額は、国の政令改正に伴い、中低所得者の負担を軽減する観点から、64万円に引き上げることとしました。

保険料の計算方法 保険料は、均等割額と所得割額の合計で算出します。

均等割額
52,048円

+

所得割額
(所得-33万円)×10.98%

=

1年間の保険料
(100円未満切捨て)

- 所得の少ない方には、被保険者や世帯主の所得に応じて保険料の軽減があります(裏面をご覧ください)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

「所得」と「収入」のちがい

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額)を引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。この所得から基礎控除額33万円を控除した「賦課の基となる所得金額」をもとに所得割額を算出します。ただし、社会保険料控除・扶養控除・医療費控除の「所得控除」は適用されません。

令和2年度の保険料額につきましては、6～7月に個別にお知らせします

◆「ジェネリック医療品希望カード」を配布しています

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発費用が少なく済むため価格が安くなります。「ジェネリック医療品希望カード」を市区町村で配布しておりますのでご利用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



◆健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住いの市区町村で受けられます。

◆臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

保険料の軽減

(令和2年度は均等割軽減の範囲、軽減割合が見直されます。)

◆均等割の軽減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

【平成30・令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	8割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円 + (28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2・3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額	前年度との差
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減	15,614円	約5,600円増
33万円	7.75割軽減	11,710円	約4,200円増
33万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円	約1,000円増
33万円 + (52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円	約1,500円増

① 単身世帯の場合

168万円
(年金収入)

—

120万円
(公的年金等控除)

—

15万円(※)
(特別控除額)

=

33万円
(軽減判定の所得)

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減になります。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が7割、または7.75割に該当することがあります。



◆年間保険料額の例

※例として掲載したものですので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

① 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	令和2年度	前年度との差
80万円	7割	15,600円	5,600円増
168万円	7.75割	28,100円	4,700円増
196万円	5割	73,200円	2,600円増
196万5千円	5割	73,700円	12,500円減
219万円	2割	114,100円	4,100円増
220万円	2割	115,200円	5,900円減



① 夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	令和2年度	前年度との差
80万円	夫	7割	15,600円	5,600円増
	妻		15,600円	5,600円増
168万円	夫	7.75割	28,100円	4,700円増
	妻		11,700円	4,200円増
224万円	夫	5割	103,900円	3,700円増
	妻		26,000円	900円増
225万円	夫	5割	105,000円	11,400円減
	妻		26,000円	14,100円減
270万円	夫	2割	170,100円	6,100円増
	妻		41,600円	1,500円増
272万円	夫	2割	172,300円	3,900円減
	妻		41,600円	8,600円減

後期高齢者医療制度は 国民全体で支え合う制度です

支出

北海道の2年間の費用の見込み
(医療機関への支払や健康診査に要する費用など)

1兆7,602億円

収入

北海道の2年間の医療費等の財源

国などからの
負担金等
(給付費の約5割)

8,844億円

若い世代からの
支援金
(給付費の約4割)

6,998億円

保険料
(約1割) 1,585億円

保険料上昇抑制のための財源
剰余金 175億円

保険料(約1割)の内訳

均等割 55%
872億円

÷ 被保険者
合計人数 = 52,048円

所得割 45%
713億円

÷ 賦課のもと
となる所得
金額の合計 = 10.98%

※令和2・3年度の賦課割合は、均等割55:所得割45としています。



お問い合わせ先

お住まいの市区町村の
後期高齢者医療制度
担当課

または

北海道後期高齢者医療広域連合

【電話】011-290-5601

【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
【FAX】011-210-5022

【ホームページ】https://iryokouiki-hokkaido.jp/

発行月: 令和2年3月